適切なリスクガバナンス構築に向けて

平成27年4月

資源エネルギー庁 原子力戦略企画調整官

香山 弘文

原子力を巡るリスクガバナンスの課題

<事故前>

- ◆ 電力会社は、経営層も含め、リスク情報への感度が低く、それを自主的な安全対策に活かして こなかった。
- ◆ 規制においても、SA対策の規制要件化がなされておらず、また、津波リスクやテロ等新たな知見の規制運用への反映にも遅れがあった。
- ◆ 日本では深刻な事故は起こらないという「安全神話」に囚われ、政府、電力会社、関係地方自 治体及び住民等の間に、リスクの存在を前提にした意思決定やコミュニケ―ションが不足して いた。(適切なリスクガバナンスの欠如)



▶「想定外への備え」の欠如

<事故後>

- ◆ 電力会社は、再稼働のための規制要求を満たすことに終始。
- ◆ SA対策の規制化、厳格なバックフィットルールの導入等により、規制水準は引き上げられたが、 規制当局は、原子力発電所全体のリスクを十分俯瞰することなく、予想される事故シナリオを 「確実に防止する」ことに注力した決定論的な規制運用に終始しているとの批判もある。



- ▶ 「原子力がもたらす便益に照らし、許容される範囲にリスクが抑えられているか」という 適切な課題設定がなされていない
- ▶ 適切なリスクマネジメントの構築や、その前提となるリスク情報の整備が不十分

適切なリスクガバナンス構築に向けて

原子力に関わる全ての主体が、原子力利用のリスクと正面から向き合い、適切なリスクガバナンス構築を実現する必要がある。

- 1. 世界最先端の科学的知見と国内原子力関係施設の実データを活用し、原子力を利用する側が、リスク分析手法の高度化や規制運用にも活用可能なリスク評価を1つ1つ積み上げ、他のステークホルダーに提示していくことから始めるべきではないか。
- 2. 当該取組は、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を最大限活かし、 世界に開かれた形で進められていくべきではないか。
 - ➤ 実プラントデータに基づく、地震・津波等の外的事象を考慮したレベル2RPAの実施
 - > 多数基立地を考慮したPRA手法の確立
 - ▶ 人間信頼性解析等のヒューマンファクターに係る研究開発の加速
 - ➤ IAEA、OECD/NEA、EPRI等の国外機関との開かれた研究開発協力
- 3. いわゆる「安全目標」については、規制当局の行動を待つのではなく、上記の取組に立脚した、原子力利用側の自主的な管理目標として設定することから着手すべきではないか。